



運用マニュアル

がんばる 地域づくり 応援交付金

運用マニュアル



令和8年4月
登米市まちづくり推進部市民協働課



 目 次 ***

Chapter 1	がんばる地域づくり応援交付金の背景	1
Chapter 2	がんばる地域づくり応援交付金の目的と考え方	1
Chapter 3	運営マニュアルの性格	2
Chapter 4	交付金の概要	3
	01：対象となる交付団体	
	02：対象となる経費	
	03：統合された補助金等の種類	
	04：応援交付金の仕組み	
	05：交付金の上限額	
	06：交付申請と交付	
	07：消費税、法人税の取扱いについて	
Chapter 5	使い方のルール	5
	01：事業の決定について	
	02：使途のルール	
	03：交付金執行のルール	
	04：交付金の使い方に適さないもの	
	05：受益者負担金の設定	
	06：根拠資料の添付について	
	07：根拠資料の保存年限	
	08：自治組織等の活動奨励	
Chapter 6	事務取扱（交付から実績報告まで）	13
Chapter 7	関係例規	15
Chapter 8	様式集《登米市補助金等交付規則より》	29
Chapter 9	記載例	33
Chapter 10	質疑応答集	45





Chapter 1 がんばる地域づくり応援交付金の背景

市を取り巻く環境は、急速に変化しており、少子高齢化や過疎化、人口減少社会の到来などによる社会構造の変化や、個人の価値観、ライフスタイルの変化等に伴い、市民ニーズは多様化、複雑化しています。

このような中、地方公共団体は、自主性を発揮し、住民の市政への参加を推進し協働による政策の展開を図ることが期待されています。

このような状況を踏まえ、市では、平成 24 年 4 月に「登米市まちづくり基本条例（以下、「条例」という。）」を施行し、市民がまちづくりに参加及び参画する機会の充実を図るとともに、市民との協働によるまちづくりを進めることとしました。

条例では、コミュニティ組織は、市民一人ひとりの参加又は参画を通じて、地域の資源及び特性を生かしながら、地域が抱える課題の解決に努めるものとし、その課題を解決するため、地域づくり計画の策定及び実践に取り組むこととしています。

このようなことから、市では、市内すべてのコミュニティ組織が地域づくり計画の策定に主体的に取り組むことができるよう、平成 25 年度と平成 26 年度の 2 カ年にわたり、職員の推進チームによる人的支援や、登米市地域づくり計画策定支援交付金による財政的支援を行ってきました。

こうした取り組みにより、地域づくり計画の策定が進み、平成 27 年度には、地域づくり計画に基づいた活動が、市内全域で実践されることになったことから、市では、活動の継続した展開を支援するため一括交付金による財政的支援を行うこととしました。

支援を行うに当たっては、これまでコミュニティ組織に交付されていた補助金や委託料等を統合、一括交付金化し、地域の課題解決のため地域が自ら用途を決定し活用することができる「がんばる地域づくり応援交付金（以下、「応援交付金」という。）」として交付することとしました。

Chapter 2 がんばる地域づくり応援交付金の目的と考え方

応援交付金は、条例のもと市民が主体となって、地域の特色を生かした魅力ある地域を形成し発展させていくことを目的として交付するものです。

そのため、応援交付金は、地域づくり計画に基づき、地域の課題解決のため、地域が自ら用途を決定し活用することを考え方の基本として、活動の主体となるコミュニティ組織を対象に交付する交付金です。

また、令和 3 年度に交付金の見直しを行い、人口割等一定額を交付する「基礎交付金」及び、地域課題の解決に直結した事業に対し、これまでと違う角度から地域の課題を見つめ直し、新しい事業を展開していく契機となるよう「地域サポート事業交付金」を創設しました。



◆ 交付金の目的等

区分	基礎交付金	地域サポート事業交付金
交付目的	地域づくり計画に基づいた活動の実践を支援する	既存の地域づくり事業を見直し、地域内で暮らす住民が抱える課題を解決し、地域における市民生活の向上に資するための新規の取組を支援する
対象団体	地域づくり計画を策定した市内 21 コミュニティ組織	地域づくり計画を策定した市内 21 コミュニティ組織 (要望書を提出し、審査会において認められたコミュニティ組織)
対象事業	地域づくり計画に基づいた事業費及びコミュニティ組織運営費	地域づくり計画の中で捉えている課題を解決するための新規の取組とし、次年度以降も継続することを検討している事業

Chapter 3 運営マニュアルの性格

『登米市ががんばる地域づくり応援交付金運用マニュアル（以下、「マニュアル」という。）』は、応援交付金の適切な運用を図るとともに、その目的を達成するために必要なルールや手順などを整理したものとなっています。

そのため、使い方のルール(P 5～P 11)は、応援交付金が地域コミュニティの活性化に資する事業に適切に活用されるために必要となる基本的なルールであり、地域が有効に用途を決めることができるよう配慮しつつ、応援交付金を適正に管理・執行し、透明性を確保できるようにしています。



Chapter 4 交付金の概要

01：対象となる交付団体

応援交付金は、市内 21 のコミュニティ組織を対象として交付します。

町域	No.	組織名	町域	No.	組織名
迫	1	○ 佐沼地区コミュニティ推進協議会	豊里	13	□ 豊里コミュニティ推進協議会
	2	□ 森地区コミュニティ推進協議会	米山	14	□ 西野コミュニティ運営協議会
	3	□ 北方地区コミュニティ推進協議会		15	○ 吉田コミュニティ運営協議会
	4	○ 新田地区コミュニティ推進協議会		16	○ 中津山コミュニティ運営協議会
登米	5	□ とよまコミュニティ運営協議会	石越	17	○ 石越コミュニティ運営協議会
東和	6	○ 錦織地域振興会	南方	18	☆ 中央地区コミュニティ推進協議会
	7	□ 米谷地域づくり推進協議会		19	□ 西郷地区コミュニティ推進協議会
	8	○ 米川地域振興会		20	☆ 東郷地区コミュニティ推進協議会
中田	9	□ 石森コミュニティ運営協議会	津山	21	□ 津山地域振興会
	10	□ 宝江コミュニティ運営協議会		地域づくり計画策定状況	
	11	○ 上沼コミュニティ運営協議会		○印 H25 策定 9 地区 (H30・R5 更新)	
	12	○ 浅水コミュニティ運営協議会		□印 H26 策定 10 地区 (R1・R6 更新)	
					☆印 H27 策定 2 地区 (R2・R7 更新)

02：対象となる経費

対象となる経費は、地域づくり計画に登載されている事業実施に伴う事業費とコミュニティ組織の運営費を対象とします。

03：統合された補助金等の種類

応援交付金の財源については、7つの補助金及び交付金を統合し、【05：交付金の上限額（内訳）】に基づき再配分を行っています。

今後も同様に整理することで補助金等を効果的に活用できるもの等を検討しながら統合していきたいと考えています。

04：応援交付金の仕組み

令和2年度まで事務均等割、事業均等割及び人口割の合計によって交付されてきた交付金を、令和3年度から「基礎交付金」という名称に変更し、これに加え、地域課題を解決するための新規事業に対する「地域サポート交付金」の2階建て交付金としました。また、令和7年度から、事務経費高騰に対する負担軽減等のため、事務均等割額を増額しました。





05：交付金の上限額（内訳）

①基礎交付金

前年の9月末日の人口に応じて算定する「人口割額」と定額の「事業均等割額」及び「事務均等割額」を合計した金額が、21のコミュニティ組織全てに交付されます。

②地域サポート事業交付金

審査会において決定された事業で、1事業あたり上限20万円（2事業40万円が当該年度の限度額）が交付されます。

◆交付金額の一覧等

区分	基礎交付金	地域サポート事業交付金
交付金額 （上限）	<ul style="list-style-type: none"> ・事務均等割 780,000 円 ・事業均等割 300,000 円 ・人口割（@400円×人口）円 ※人口=前年9月末日 	1事業10万円以上20万円以下 <small>（千円未満切捨）</small> ※交付対象団体枠数は2団体 ※申請事業数は1団体当たり1事業
交付割合	—	10/10
交付対象 経費	時間外手当、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金及び補助金	需用費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費

06：交付申請と交付

各コミュニティ組織では事業計画を立て、その内容について十分に協議した上で、交付金の上限額の範囲内で市へ応援交付金の交付申請を行います。

市では、事業計画と収支予算を基に書類審査を行い、応援交付金の交付決定を行います。応援交付金は、交付決定後に概算払いにより交付します。

※詳細な手続きについては、P13～P14をご覧ください。

07：消費税、法人税の取扱いについて

消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡や貸付け、役務の提供が課税の対象となります。したがって、応援交付金に係る消費税につきましては、課税の対象となりません。

また、法人税は、法人税法上の収益事業34種類の事業を、継続して事業場を設けて営むことで課税対象となります。応援交付金は、収益事業には該当しないため課税の対象とはなりません。交付金を活用した事業が、法人税法上で定める34種類の収益事業に該当した場合には、課税となる場合があります。



Chapter 5 使い方のルール

01：事業の決定について

応援交付金は、地域の活性化を図り、地域の特色を生かした魅力ある地域を形成し発展させていくことを目的として交付されるものであることから、地域づくりの主体となる各コミュニティ組織が自らの判断により、それぞれ必要な事業を決定します。

また、応援交付金の活用においては、できるだけ多くの地域住民の参加・参画が得られるよう努めるとともに、事業によっては、自治会や町内会などの地縁団体や市民活動団体、NPOとの連携によって効果的・効率的に実施するようにしましょう。

このため、コミュニティ組織は次の事項について留意しながら、事業を実施しましょう。



事業決定のポイント

※1：地域内に住み、地域内で働き又は学ぶ者、事業を営むもの
※2：自治会や町内会など、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体
※3：社会的課題を解決する公益的活動を継続的に行う任意の団体
※4：特定非営利活動法人

◆ポイント1 地域住民※1の参加及び参画

応援交付金を活用する事業については、これまで地域活動に消極的であった住民を巻き込み、多くの方々にできるだけ参加・参画が得られるように努めましょう。

◆ポイント2 地縁団体※2との連携

コミュニティ組織は事業実施の際に、これまで地域づくりに携わってきた地縁団体との意見交換を行うなど、地縁団体との連携に努めましょう。

◆ポイント3 市民活動団体※3、NPO※4との連携

コミュニティ組織は、事業の計画段階から関係団体との連携を可能な限り図り、事業計画の立案や大きな変更などについては、連携する団体の意見を踏まえて行うよう努めましょう。

02：使途のルール

①応援交付金の対象事業等について

応援交付金の対象事業は、コミュニティ組織が行う地域づくり計画に基づく事業です。

また、応援交付金は事業費のほか、運営費にも充てることができることから地域の実情に合せた弾力的な活用が可能です。

- (例)
- ・コミュニティ運動会の開催方法の見直しに係る会議
(毎年から隔年実施に変更、予算の増減)
 - ・地域づくり計画のなかで話し合われた新規事業への取組
 - ・コミュニティ組織の育成や事務局の強化 など



なお、事業の選定に際しては、次の事項について留意します。

- ア) 公園や河川など公共的な場所の占有・整備・管理をとまなう事業などでは行政または所有者との事前協議をしておくことが必要となります。
- イ) 年度を越えて実施する事業は、中・長期的な計画を立てて判断することが必要となります。

Check!

交付金を活用するにあたって、次の事項にご注意ください。

◆その事業は地域住民が参加・参画するものですか？

⇒計画立案から実施まで、住民が関わることなく完結してしまう事業への支出はできません。

- (例) ×業者にすべてお願いする整備事業
- 原材料を購入し、地域住民が協力し合って行う整備事業

◆その事業は施設整備ではありませんか？

⇒公民館等施設の充実を図るものは、指定管理料から支出願います。

- (例) ×公民館等施設内の図書コーナーに置く本を購入
- 移動図書室として地域内の集会所を巡回するための図書を購入
- ×公民館等施設の案内看板を設置
- 地域づくりの標語を小中学生から募集し、看板にして公民館等に設置

※諸事情により計画していた事業が中止となった時、代替事業ではなく各種整備等に予算を流用するケースが見られるほか、指定管理料から支出すべきものを交付金から支出しているケースも散見されますので、十分に注意してください。

②応援交付金の対象外事業について

ア) 全体

- ・事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- ・その他、補助事業として適当でないと認められるもの

(例) 宗教的な活動、政治的な活動

イ) 地域サポート事業交付金

- ・国、県、市等からの補助金等の交付を既に受けている事業
- ・先進地等の視察、各種会議や講演会等への出席を目的とする事業
- ・既存の地域づくり事業と内容が類似する事業
- ・地域課題の洗い出しや意識啓発を目的とした事業
- ・自治会（行政区）単位に補助金を交付する事業



03：交付金執行のルール 【凡例：☞説明 ○支出可 ●支出不可】

応援交付金については、次のような支出科目において、基準の範囲内で執行します。
 なお、「要協議」の表示がある科目については、計画策定前に必ず市民協働課にご連絡
 ください。

科目	説明																								
報酬 給与	<p>●地域づくりとは、地域に暮らす住民が自らの発意と行動による取組であるとの考え方により、交付金から職員や役員等に対して、報酬や給与を支出することができません。</p>																								
手当	<p>☞手当とは、事務局職員の時間外手当を想定しています。</p> <p>Point 時間外勤務については、原則、振替休日（4時間又は8時間単位）を基本とし、振替休日に出来ない場合は、予算の範囲内で手当を支給することとします。</p> <p>○時間外手当として支出する場合、その職員の給料月額5%の12カ月分を上限として支出することができます。よって、指定管理料における時間外手当と合わせて10%を上限として支出することが可能となります。ただし、館長及びセンター長は、令和4年度から指定管理料において管理職手当が支給され、時間外手当が支給されなくなったことから、交付金においても時間外手当の支出はできません。</p> <p>☆上限額の計算例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給料月額（基本給）</th> <th>5%</th> <th>12か月分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員A</td> <td>186,800円</td> <td>9,340円</td> <td>112,080円</td> </tr> <tr> <td>職員B</td> <td>176,900円</td> <td>8,845円</td> <td>106,140円</td> </tr> <tr> <td>職員C</td> <td>173,600円</td> <td>8,680円</td> <td>104,160円</td> </tr> <tr> <td>職員D</td> <td>167,000円</td> <td>8,350円</td> <td>100,200円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>422,580円</td> </tr> </tbody> </table> <p>Point 平成29年度から、指定管理料（生涯学習課所管）において館長及びセンター長に対し、給料月額5%の12カ月分を上限として時間外手当を支給することが可能になりました。 このことから、平成30年度から職員に準じて館長及びセンター長も指定管理料における時間外手当と合わせて10%を上限として支出できるものとなりましたが、令和4年度からは指定管理料において管理職手当が支給され、時間外手当が支給されなくなったことから、交付金においても時間外手当の支出はできなくなりました。</p>	区分	給料月額（基本給）	5%	12か月分	職員A	186,800円	9,340円	112,080円	職員B	176,900円	8,845円	106,140円	職員C	173,600円	8,680円	104,160円	職員D	167,000円	8,350円	100,200円	計	—	—	422,580円
区分	給料月額（基本給）	5%	12か月分																						
職員A	186,800円	9,340円	112,080円																						
職員B	176,900円	8,845円	106,140円																						
職員C	173,600円	8,680円	104,160円																						
職員D	167,000円	8,350円	100,200円																						
計	—	—	422,580円																						
賃金	<p>☞事業の繁忙期にアルバイトやパート職員を年間60日間雇用することができます。 【参考：宮城県最低賃金（時間額） 1,038円】</p> <p>Point 手当と賃金を合わせ、その年の交付額の20%以内を限度として支出することができます。</p>																								



【凡例：☞説明 ○支出可 ●支出不可】

科目	説明																								
<p>報償費</p>	<p>☞研修先への謝礼は、社会通念上必要な範囲とします。 ○研修会や講習会に伴う講師に対し、謝礼を支出することができます。 ○イベント開催時における協力者への謝礼は、社会通念上適当と認められる範囲で支出することができます。 ○天候等の理由で中止になった場合は、購入していた賞品等を他の事業に利用することができます。 ●役員や実行委員など、主催者側となる個人の参加者・協力者へは謝礼（現金、商品券等）を支出することができません。</p> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0ffe0; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>Point</p> <p>協力者とは、ジュニアリーダー、婦人会などの地域内で活動する団体・組織や、学生、ボランティアなどの個人とします。 役員や実行委員など、主催者側となる個人の参加者・協力者へは謝礼（現金、商品券等）を支出することができません（飲料（酒類は除く「以下同様。」）、弁当、参加賞等で対応）。</p> </div>																								
<p>旅費</p>	<p>【日当】 ○会議や研修会等に出席する場合の日当は、各コミュニティ組織の旅費規定等に基づき支出することができます。ただし、交付金から充当できるのは450円（上限額）となります。（P47参照）</p> <p>【宿泊費及び宿泊手当】 ○宿泊を伴う出張については、令和8年4月1日施行の旅費規程を参照して支出することができます。 ○宿泊費：定額支給ではなく、規程の基準額（上限額）の範囲内での実費支給となります。なお、宿泊地の所在する都道府県ごとに基準額（上限額）が異なります。 宿泊費基準額と現に支払った費用の額を比較し、少ない方の金額を支給することができます。（別表1参照） ○宿泊手当：宿泊を伴う場合に限り所定の額（別表2参照）を支出することができます。</p> <p style="text-align: right;">別表1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分 都道府県</th> <th style="text-align: center;">宿泊費基準額 (上限額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>東京都</td><td style="text-align: right;">19,000円</td></tr> <tr><td>京都府</td><td style="text-align: right;">19,000円</td></tr> <tr><td>千葉県、兵庫県、福岡県</td><td style="text-align: right;">17,000円</td></tr> <tr><td>埼玉県、神奈川県、新潟県、大阪府</td><td style="text-align: right;">16,000円</td></tr> <tr><td>北海道、香川県</td><td style="text-align: right;">15,000円</td></tr> <tr><td>岡山県、広島県、熊本県</td><td style="text-align: right;">14,000円</td></tr> <tr><td>山梨県、長野県、岐阜県、長崎県</td><td style="text-align: right;">13,000円</td></tr> <tr><td>青森県、宮城県、群馬県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県 島根県、愛媛県、高知県、沖縄県</td><td style="text-align: right;">12,000円</td></tr> <tr><td>秋田県、茨城県、栃木県、富山県、滋賀県、和歌山県、佐賀県 大分県、宮崎県、鹿児島県</td><td style="text-align: right;">11,000円</td></tr> <tr><td>岩手県、山形県、石川県、福井県、徳島県</td><td style="text-align: right;">10,000円</td></tr> <tr><td>福島県、鳥取県、山口県</td><td style="text-align: right;">9,000円</td></tr> </tbody> </table>	区分 都道府県	宿泊費基準額 (上限額)	東京都	19,000円	京都府	19,000円	千葉県、兵庫県、福岡県	17,000円	埼玉県、神奈川県、新潟県、大阪府	16,000円	北海道、香川県	15,000円	岡山県、広島県、熊本県	14,000円	山梨県、長野県、岐阜県、長崎県	13,000円	青森県、宮城県、群馬県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県 島根県、愛媛県、高知県、沖縄県	12,000円	秋田県、茨城県、栃木県、富山県、滋賀県、和歌山県、佐賀県 大分県、宮崎県、鹿児島県	11,000円	岩手県、山形県、石川県、福井県、徳島県	10,000円	福島県、鳥取県、山口県	9,000円
区分 都道府県	宿泊費基準額 (上限額)																								
東京都	19,000円																								
京都府	19,000円																								
千葉県、兵庫県、福岡県	17,000円																								
埼玉県、神奈川県、新潟県、大阪府	16,000円																								
北海道、香川県	15,000円																								
岡山県、広島県、熊本県	14,000円																								
山梨県、長野県、岐阜県、長崎県	13,000円																								
青森県、宮城県、群馬県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県 島根県、愛媛県、高知県、沖縄県	12,000円																								
秋田県、茨城県、栃木県、富山県、滋賀県、和歌山県、佐賀県 大分県、宮崎県、鹿児島県	11,000円																								
岩手県、山形県、石川県、福井県、徳島県	10,000円																								
福島県、鳥取県、山口県	9,000円																								



	別表 2		
	区分	宿泊手当	備考
	すべての地	2,400 円	定額
	朝食付きプラン (※)	1,600 円	定額の 2/3
	夕食付きプラン (※)	1,600 円	定額の 2/3
夕食・朝食付きプラン (※)	800 円	定額の 1/3	

※宿泊費に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合は 1,600 円。
 ※宿泊費に朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合は 800 円。

Point
 宿泊を伴う旅行をする場合には、1泊2日を上限とします。

【交通費（自家用車利用時）】

- 自家用車を利用する場合の交通費につきましては、令和 8 年 4 月 1 日施行の旅費規程を参照して支出することができます。
- 全路程を通算（1 km 未満切り捨て）し、1 km 当たりの定額（30 円）により支給することができます。

【その他】

- 研修講師や同行者の旅費は、実費相当額で支出することができます。

Point
 旅費の支出総額は交付額の 10%を上限とします。

需用費

- 事務用品、事務機器の部品等で概ね耐用年数が 1 年以内のものは、消耗品費として支出することができます。
- 会議等の出席者への飲料（弁当は不可）は支出することができます。
- 研修会等の講師やイベント行事の従事者、協力者（参加者は不可）への弁当代は、食糧費として支出することができます。
- 印刷製本費は、業者へ依頼した場合のパンフレットやチラシ、ポスター等に係る印刷代に限り支出することができます。
- 事業に伴う電気、ガス、水道使用料は、指定管理に係る施設とは別に光熱水費として支出することができます。
- 草刈機の燃料代や灯油代は、燃料費として支出することができます。
- 備品の修繕に要する経費は、修繕料として支出することができます。
- アルコールを伴う懇親会や反省会における酒類、つまみや、酒席に参加するための参加費、交際費などの経費は支出することができません。
- 図書の購入は消耗品ではなく、備品購入費となります。（備品購入費参照）



【凡例：☞説明 ○支出可 ●支出不可】

科目	説明
役務費	<ul style="list-style-type: none">○切手、電話代などは、通信運搬費として支出することができます。○地域住民に対しての新聞折り込みチラシや広告掲載などの経費は、広告料として支出することができます。○振込手数料やクリーニング代などは、手数料として支出することができます。○イベント保険料やボランティア保険料は、保険料として支出することができます。
委託費 要協議※	<p>☞出来る限り地域で行い、専門的分野のみ委託料として支出することができます。 例) ホームページ保守管理委託料、イベント時の音響・照明委託料 ※整備事業に係る委託費については事前にご連絡ください。</p> <p>Point 事業の全部を委託することはできません。</p>
使用料 及び 賃借料	<ul style="list-style-type: none">○会場使用料や研修時のバス借上料は支出することができます。 例) 会場使用料、土地・建物賃借料、バス借上料、研修時高速料金
工事 請負費 要協議	<ul style="list-style-type: none">○専門的分野は、工事請負費として支出することができます。 例) 大工工事、土木工事、電気工事費●公民館等の施設の修繕工事等は、指定管理料からの支出となります。
原材料費 要協議※	<ul style="list-style-type: none">○直営で行う事業に使用する石材、鉄骨、砂、砂利、セメント、木材、塗料などは、原材料費として支出することができます。○食材を購入する場合も原材料費として支出することができます。 ※整備事業に係る原材料費については事前にご連絡ください。
財産 購入費	<ul style="list-style-type: none">●土地や建物の購入は財産形成となることから支出することができません。



【凡例：☞説明 ○支出可 ●支出不可】

科目	説明
備品 購入費	<p>☞備品購入については、最低限必要なものに限り、支出することができます。 例) 健康（レクリエーション）用具、伝統芸能で使用する道具類 映像や音響機材、集会用テント、キャビネット テーブル・イス、パーテーション、図書 など</p> <p>☞図書は原則備品扱いとなります。ただし、職員の執務に必要な書籍や参考図書等 に関しては<u>消耗品費</u>となります。 また、図書を購入する場合は事業（読み聞かせ、移動図書室など）を実施する際 のみ購入可能とし、単に施設内の図書を更新する（増やす）などの場合は支出 できません。</p> <p>Point 備品購入費は<u>交付金全体</u>で 30 万円を上限とします。</p> <p>Point 備品とは以下のいずれかを満たすものとします。（図書は上記のとおり） ①椅子、机、キャビネット等の什器や電子機器などで取得価額が 10 万円以上のもの【<u>所得税法上</u>】。 ②耐用年数が 5 年以上で、長期間に渡って形状を変えずに繰り返し使用できるもの【<u>指定管理期間の 5 年間以上使用できるもの。国税庁耐用年数表（器具・備品）参照</u>】</p>
負担金 補助金	<p>○構成員や役員が参加する研修会や講習会等に参加する際に係る受講料、参加費は 支出することができます。</p> <p>○自治組織（行政区、町内会等）の活動奨励補助金として、支出することができます。 【P11 参照】</p> <p>Point 活動奨励補助金については、役員等による審査会において提案された事業を審査・ 決定が必要となります。 支出に当たっては、事業内容が分かる書類や領収書の写しなどで確認を行ってくだ さい。</p> <p>●構成団体である自治組織等（自治会、行政区、町内会等）へ事業費として無条件 に支出することはできません。</p> <p>Point ただし、コミュニティ組織内にあるコミュニティ組織（町内会等の連合体）への 既存の助成については、これまでの支出状況等を鑑み支出を可能とします。（新規 助成は不可）</p>
その他	<p>☞事業によっては、支出する経費が、これらの科目にない場合も考えられます。そ のような場合、適正な支出となるよう、個別具体的に事前協議しながら進めること とします。</p>



04：自治組織等の活動奨励

各コミュニティ組織内の自治組織等（自治会、行政区、町内会等）における活動についても、地域づくりを進める上で重要な役割を担っています。そのような活動に対し、応援交付金から支出することもできます。

■事業内容の設定

地域づくり計画に基づく事業、あるいは新たな視点での地域活性化に向けた事業や地域内の課題解決に向けた事業など。

■予算額の設定

自治組織等への支援総額は、応援交付金額の20%以内を上限とし、1自治組織等への支援上限額は各コミュニティ組織の裁量とします。

■事業期間の設定

1自治組織等の同一事業の限度は、最大3年間とします。

■審査・決定

会長や役員、事務局長などの執行部及び事務局によって構成された審査会において、事業決定を行ってください。

また、事業終了後は収支決算書の提出を求め、支出内容の確認を必ず行ってください。

05：交付金の使い方に適さないもの

応援交付金については、酒等を伴うような懇親会や交際費、これに類似する経費に使うことはできません。これは、応援交付金が貴重な税金から成り立っているためです。常に地域住民の理解と協力を求め、経費節減と適正な支出に努めましょう。

06：受益者負担金の設定

コミュニティ組織は、受益者が限定される事業については受益者負担（参加費）を設定することができます。

特に、受益者ごとに経費（入場料、食材料費等）が生じる場合については、その事業目的を達成するのに支障がない限り、受益者負担を積極的に検討することも必要となります。

なお、受益者負担を徴収した場合は、当該事業の経費に全額を充当します。

07：根拠資料の添付について

市への実績報告には、基本的に領収書のコピーの添付が必要となります。なお、データでの提出（CDやUSB、SDカード等に保存したもの）も可能です。

08：根拠資料の保存年限

事業報告書と根拠資料（領収書）等を事業終了後5年間、保存します。

**Chapter 6 事務取扱（交付から実績報告まで）****01：市とコミュニティ組織が行うこと**

市	コミュニティ組織
ア) 交付申請書類の審査 イ) 地域づくり事業への支援 ウ) 実績報告書類の審査	ア) 交付申請書類（事業計画、予算案等）の作成 イ) 地域づくり事業の実施 ウ) 実績報告書類の作成 エ) 適正な会計処理

02：事務手続きの流れ

（基礎交付金⇒【基礎】、地域サポート事業交付金⇒【サポート】）

事前相談から申込及び審査【サポート】**①事前相談及び申込受付**

実施を希望する事業計画等の内容について、市民協働課に相談の上、指定された期日までに申込みに必要な書類を提出します。

②書類審査及び内部審査

提出された書類の内容を確認し、内部審査を行います。

★審査のポイント

項目	説明
方向性	住民ニーズや地域の課題を的確に分析し、解決につなげる新規の取組となっているか。
実現性	事業内容、予算規模、スケジュール等が実現可能なものとなっているか。
有効性	地域課題の解決について成果が期待できるか。
継続性	翌年度以降も事業が継続され、地域の課題解決につながる見込みがあるか。
妥当性	経費の積算が適正であり、費用に対しての事業効果が妥当なものであるか。

上限額の通知 【基礎・サポート】**③交付上限額の通知（3月中旬）**

翌年度の応援交付金の上限額を市からコミュニティ組織へお知らせします。

交付申請から概算払いまで 【基礎・サポート】**④交付申請（4月1日以降）**

コミュニティ組織は、応援交付金の上限額の範囲内で、当該年度の補助金等交付申請書（様式第1号）、収支予算書（様式第2号）及び事業計画書（様式第1号・第2号）を作成し、応援交付金の交付申請を市へ行います。



⑤ 交付の決定通知

市は、コミュニティ組織から提出された交付申請書類を審査し、補助金等交付規則第6条の規定により補助金等交付決定通知書（様式第3号）により交付の決定通知を行います。

⑥ 交付金の請求

交付決定の通知を受けたコミュニティ組織は、補助金等概算交付請求書（様式第14号）により、応援交付金の請求を市へ行います。

⑦ 交付金の支払い

市は、コミュニティ組織から概算払交付請求を受けた後、指定の口座に応援交付金を支払います。

実績報告から精算まで 【基礎・サポート】

⑧ 実績報告

コミュニティ組織は、事業が完了した日から30日を経過した日又は補助金等交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日まで、補助事業等実績報告書（様式第10号）のほか、必要書類を添付し、応援交付金の実績報告を市へ行います。

⑨ 交付額の確定

市は、コミュニティ組織から提出された実績報告書等の審査を行い、補助金等交付確定通知書（様式第12号）により交付額の確定を行います。

⑩ 精算による戻し入れ

交付額の確定通知を受けたコミュニティ組織は、応援交付金の精算を行い必要に応じて、市の発行する納付書により戻し入れを行います。

■ 変更交付申請について

登米市補助金等交付規則第10条に基づき、補助事業等の内容変更が発生する場合（軽微な変更※を除く）は補助事業等変更申請書（様式第6号）を提出する必要があります。

※軽微な変更とは、次に掲げる以外のものをいいます。

ア 交付決定額の20%以上の減額を伴う変更

イ 交付対象事業の内容の重大な変更

→新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、事業等が中止となったことで、事業内容等の大幅見直しを行った場合 等

事業内容等の公表 【基礎・サポート】

⑪ 成果の公表（翌年5月下旬から6月）

登米市ががんばる地域づくり応援交付金交付要綱第9条に基づき、ホームページ等において、事業の成果（事業実績書等）の公表を行います。



Chapter 7 関係例規

○登米市まちづくり基本条例

平成 24 年 3 月 13 日
条例第 2 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 3 条)

第 2 章 まちづくりの基本理念及び基本原則(第 4 条・第 5 条)

第 3 章 まちづくりを担う主体の権利及び役割(第 6 条—第 9 条)

第 4 章 市民の参加・参画及び支援(第 10 条—第 13 条)

第 5 章 情報の共有(第 14 条—第 16 条)

第 6 章 行政運営(第 17 条—第 20 条)

第 7 章 危機管理(第 21 条・第 22 条)

第 8 章 条例の検討及び見直し(第 23 条)

附則

登米市は、北上川、迫川をはじめ、ラムサール条約により指定された登録湿地の伊豆沼、内沼など豊かな水辺空間に恵まれ、美しい自然が息づく「水の里」と呼ばれています。

私たちは、先人が築いた豊かな実りをもたらす登米耕土、美しい自然環境、培われた歴史及び伝統文化を継承しながら、均衡ある地域の発展と多くの人々が定住するまちづくりを目指し、互いに力を合わせていかなければなりません。

また、人口の減少、少子高齢化など、地域社会を取り巻く環境が大きく変わりつつある中、私たちは、これらの変化と課題に対応して、登米市を住み良い地域として次の世代に引き継がなくてはなりません。

そのためには、「地域のことは地域で考え、地域自らの責任で決める」という自治の考えのもと、市民、市及び議会が協働しながら、それぞれが持つ個性や能力を最大限に生かし続けることが必要です。

私たちは、登米市のまちづくりにおける基本理念や仕組みを明らかにし、将来にわたる発展を願い、ここに、この条例を制定します。

【第 1 章 総則】

(目的)

第 1 条 この条例は、登米市のまちづくりにおける基本的な事項を定めるとともに、市民の権利並びに市民、市及び議会の役割を明確にし、市民が主体のまちづくりを進めることにより、住み良い地域社会の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義を次のように定めます。

(1) 市民 市内に住み、市内で働き又は学ぶ者、事業を営むもの、市民活動団体及びコミュニティ組織等をいいます。

(2) 市 市長その他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。）、市が行う公営企業（水道事業所及び医療局をいいます。）及び消防本部・消防署をいいます。



- (3) 市民活動 市民が自主的・自立的に行う公益的な活動であって、営利を目的としないものをいいます。
- (4) 市民活動団体 市民活動を継続的に行う任意の団体及び特定非営利活動法人をいいます。
- (5) コミュニティ組織等 地域のつながりによってまちづくりに関わりながら活動する行政区、自治会及び地区コミュニティその他の組織をいいます。
- (6) 協働 市民及び市がまちづくりに関する共通の目標を持ち、その実現に向けて個々の能力を最大限に活用し、互いに協力して取り組むことをいいます。
- (7) 参加 市民が、住み良い地域社会をつくるためにまちづくりに関わり、行動することをいいます。
- (8) 参画 まちづくりに市民の声を反映させるため、計画の立案から市民が主体的に加わることをいいます。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、登米市のまちづくりにおける基本を定めるものであり、市民、市及び議会は、この条例を最大限に尊重するものとします。

2 市は、他の条例又は規則の制定又は改廃に当たっては、この条例との整合性の確保を図るものとします。

【第2章 まちづくりの基本理念及び基本原則】

(まちづくりの基本理念)

第4条 協働による登米市の持続的な発展を目指すことをまちづくりの基本理念とします。

(まちづくりの基本原則)

第5条 次に掲げることをまちづくりの基本原則とします。

- (1) 一人ひとりの人権が尊重されること。
- (2) 市民の参加及び参画の機会が保障されること。
- (3) まちづくりに関する情報が共有されること。
- (4) 市民活動の自主性が確保され、尊重されること。

【第3章 まちづくりを担う主体の権利及び役割】

(市民の権利)

第6条 市民は、次に掲げる権利を有します。

- (1) まちづくりに関する情報を知ること。
- (2) まちづくりに関して意見を表明し、提案すること。
- (3) 等しく行政サービスを受けること。

(市民の役割)

第7条 市民は、まちづくりの基本理念に基づき、主体的にまちづくりに参加し、又は参画するよう努めるものとします。

2 市民は、市民活動を行うよう努めるものとし、自らの発言及び行動に責任を持つものとします。

3 市民は、持続可能な地域社会の形成に努めるものとします。

(市の役割)

第8条 市は、市民福祉の増進を図るため、効率的で質の高い行政サービスを市民に提供するよう努めるものとします。



2 市は、市民が主体的にまちづくりに取り組むことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

3 市は、その権限と責任において、公正かつ誠実な職務の遂行に努めるものとします。

(議会の役割)

第9条 議会は、議決機関として、市民の意見及び意思を市政の運営に反映させるよう努めるものとします。

2 議会は、市政が適切に運営されているかについての調査及び監視に努めるものとします。

3 議会は、議会に関する情報を市民に提供し、開かれた議会運営に努めるものとします。

【第4章 市民の参加・参画及び支援】

(市民の参加・参画)

第10条 市は、市民がまちづくりに参加及び参画する機会の充実に努めるものとします。

2 市民は、より良いまちづくりにつながる意見等を、市に提案することができるものとします。

3 市は、前項に規定する意見等について検討し、公平・公正なまちづくりに反映させるよう努めるものとします。

4 市は、市民に意見及び提案を求めるときは、その事案に応じ、次に掲げる方法で行うよう努めるものとします。

(1) 審議会その他の附属機関及びこれに類する組織の委員への市民公募

(2) 意見交換会

(3) パブリックコメント

(4) アンケート調査

(5) その他必要と認められるもの

(将来を担う人材の育成)

第11条 市は、市民と協働し、まちづくりを担う人材を育成するための機会の提供に努めるものとします。

2 市民及び市は、将来を担う子どもたちを守り、健全に成長するよう環境の整備に努めるものとします。

(コミュニティ組織等)

第12条 コミュニティ組織等は、市民一人ひとりの参加又は参画を通じて、地域の資源及び特性を生かしながら、地域が抱える課題の解決に努めるものとします。

2 コミュニティ組織等は、前項に規定する課題の解決のため、地域の計画づくり(以下「計画づくり」といいます。)に取り組むよう努めるものとします。

3 コミュニティ組織等は、計画づくりに当たっては、より多くの市民の意見を聴きながら、共通の理解を深めるよう努めるものとします。

4 市は、コミュニティ組織等の自主性及び自立性を尊重し、その活動の支援に努めるものとします。

(市民活動団体等の活動環境の整備)

第13条 市は、市民と協働して市民活動の促進に努めるものとします。



- 2 市は、市民活動団体及びコミュニティ組織等の活動を支援する組織と協働し、まちづくりに努めるものとします。
- 3 市は、まちづくりを進めるため、市民活動団体及びコミュニティ組織等の活動に必要な環境の整備に努めるものとします。

【第5章 情報の共有】

(情報共有)

第14条 市民及び市は、互いにまちづくりに関する情報を収集し、提供し合うことにより、情報の共有に努めるものとします。

(情報公開)

第15条 市は、市民の知る権利を尊重し、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報の開示に努めなければなりません。

(個人情報保護)

第16条 市は、個人の権利が侵害されることがないように、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護に努めなければなりません。

【第6章 行政運営】

(総合計画)

第17条 市は、総合計画を策定し、総合的かつ計画的な行政の運営に努めなければなりません。

- 2 市は、各種施策における個別計画を策定するに当たっては、総合計画との整合性の確保を図るよう努めなければなりません。

(財政運営)

第18条 市は、健全な財政基盤の確立及び効率的な財政運営に努めなければなりません。

- 2 市は、財政状況並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければなりません。

(行政評価)

第19条 市は、効率的な行政運営を行うとともに、施策、事業等の結果を明らかにするため、行政評価を行うよう努めなければなりません。

- 2 市は、行政評価の結果を分かりやすく市民に公表するよう努めなければなりません。

(国等との連携)

第20条 市は、国並びに県及び他の自治体と連携し、共通する課題を解決するよう努めるものとします。

【第7章 危機管理】

(危機管理)

第21条 市は、自然災害、大規模な事故等(以下「災害等」といいます。)に備え、的確に対応するための体制の整備に努めなければなりません。

- 2 市民は、日頃から防災意識を高め、災害等に備えるよう努めるものとします。

(災害等発生時における対応)

第22条 市民及び市は、災害等の発生時には、互いに協力して安全の確保を図るとともに、関係機関と連携して災害等に対応するよう努めるものとします。



2 市民及び市は、自らが果たすべき役割を認識し、復旧復興に向けたまちづくりに取り組むよう努めるものとします。

【第8章 条例の検討及び見直し】

(条例の検討及び見直し)

第23条 市は、必要に応じてこの条例の内容について検討を行い、その結果に基づいて見直しを行うものとします。

2 市は、前項の規定により検討及び見直しを行うに当たっては、より多くの市民の意見を聴くものとします。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行します。



○登米市がんばる地域づくり応援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、登米市まちづくり基本条例（平成24年登米市条例第2号）に定める協働のまちづくりを推進するため、同条例第12条第1項による事業実施に要する経費について、予算の範囲内において登米市がんばる地域づくり応援交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、登米市補助金等交付規則（平成17年登米市規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) コミュニティ組織 地域づくりに取り組むコミュニティ組織をいう。
- (2) 地域づくり計画 コミュニティ組織が、地域で抱える課題及びその解決方法並びに地域が目指す将来像等について話し合い、その結果をまとめたものをいう。

(交付金の種類及び交付対象団体)

第3条 交付金の種類及び交付対象団体は、次のとおりとする。

- (1) 基礎交付金 別表第1に規定する団体
- (2) 地域サポート事業交付金 前号に規定する団体のうち、次条の規定による決定を受けた事業を行うもの

(交付対象事業)

第4条 基礎交付金の交付対象事業はコミュニティ組織が行う地域づくり計画に基づく事業とし、地域サポート事業交付金の交付対象事業は地域の課題を解決する新規の取組のうち、審査によって決定された事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、交付金の交付対象としないものとする。

- (1) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助事業として適当でないと認められる事業

(交付対象経費等)

第5条 前条に規定する交付金の交付対象経費、交付割合及び限度額は、別表第2に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第3号のその他市長が必要と認める書類は、基礎交付金にあっては基礎交付金事業計画書（様式第1号）とし、地域サポート事業交付金にあっては地域サポート事業交付金事業計画書（様式第2号）とする。

(交付対象事業の変更)

第7条 規則第10条第1項第1号の軽微な変更とは、次に掲げる変更以外のものをいう。

- (1) 交付決定額の20パーセント以上の減額を伴う変更
- (2) 交付対象事業の内容の重大な変更

(実績報告)

第8条 規則第13条第1項のその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。



(1) 基礎交付金

- ア 基礎交付金事業実績書（様式第3号）
- イ 基礎交付金事業別収支決算書（様式第4号）
- ウ 事業の実施状況が分かる写真、資料等

(2) 地域サポート事業交付金

- ア 地域サポート事業交付金事業実績書（様式第5号）
- イ 地域サポート事業交付金事業収支決算書（様式第6号）
- ウ 事業の実施状況が分かる写真、資料等

（成果の公表）

第9条 市長は、交付金を交付した事業の成果について、ホームページ等で公表するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（登米市協働のまちづくり地域交付金交付要綱の廃止）

2 登米市協働のまちづくり地域交付金交付要綱（平成22年登米市告示第70号）は、廃止する。

（登米市地域づくり計画策定支援交付金交付要綱の廃止）

3 登米市地域づくり計画策定支援交付金交付要綱（平成25年登米市告示第51号）は、廃止する。

（登米市地域づくり計画事業推進交付金交付要綱の廃止）

4 登米市地域づくり計画事業推進交付金交付要綱（平成26年登米市告示第11号）は、廃止する。

（経過措置）

5 交付対象団体が第2条第2号に規定する地域づくり計画を策定していない場合にあっては、前年度の補助金等の交付状況を勘案し、交付金を交付するものとする。

（この告示の失効）

6 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。



別表第1（第3条関係）

佐沼地区コミュニティ推進協議会	浅水コミュニティ運営協議会
森地区コミュニティ推進協議会	豊里コミュニティ推進協議会
北方地区コミュニティ推進協議会	西野コミュニティ運営協議会
新田地区コミュニティ推進協議会	吉田コミュニティ運営協議会
とよまコミュニティ運営協議会	中津山コミュニティ運営協議会
錦織地域振興会	石越コミュニティ運営協議会
米谷地域づくり推進協議会	中央地区コミュニティ推進協議会
米川地域振興会	西郷地区コミュニティ推進協議会
石森コミュニティ運営協議会	東郷地区コミュニティ推進協議会
宝江コミュニティ運営協議会	津山地域振興会
上沼コミュニティ運営協議会	

別表第2（第5条関係）

区分	交付対象経費	交付割合	限度額
基礎交付金	コミュニティ組織が行う地域づくり計画に基づく事業の実施に要する経費。ただし、飲食費（事業に伴う講師の食事代及び会議における茶代を除く。）その他交付対象とすることが適当でないと認められるものを除く。	10分の10以内	1コミュニティ組織当たり108万円に前年度の9月末日時点におけるコミュニティ組織内の人口に400円を乗じて得た額を加えた額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。
地域サポート事業交付金（交付対象経費が10万円以上の事業に限る。）	地域の課題を解決するための新規事業の実施に要する経費。ただし、人件費、賃金、報償費、旅費、飲食費、その他交付対象とすることが適当でないと認められるものを除く。	10分の10以内	1事業当たり20万円（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。 ただし、1団体当たり1事業とする。



様式第1号(第6条関係)

基礎交付金事業計画書

団体名

1 総事業費 円

2 事業内容

(1) 事業名

目的	
事業費	円
事業概要	

(2) 事業名

目的	
事業費	円
事業概要	



様式第2号(第6条関係)

地域サポート事業交付金事業計画書

団体名

1 総事業費 円

2 事業内容
事業名

目 的	
事 業 費	円
事業概要	



様式第3号（第8条関係）

基礎交付金事業実績書

団体名

1 総事業費 円

2 事業内容

(1) 事業名

事業費	円
事業内容	
事業成果	

(2) 事業名

事業費	円
事業内容	
事業成果	



様式第4号（第8条関係）

基礎交付金事業別収支決算書

団体名

事業名

1 収入の部 (単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
計				

2 支出の部 (単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
計				



様式第5号（第8条関係）

地域サポート事業交付金事業実績書

団体名

1 総事業費 円

2 事業内容
事業名

事業費	円
事業内容	
事業成果	



様式第6号（第8条関係）

地域サポート事業交付金事業別収支決算書

団体名

事業名

1 収入の部 (単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
計				

2 支出の部 (単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
計				

**Chapter 8** 様式集 《登米市補助金等交付規則より》

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

(あて先) 登米市長

所在地

名称

代表者氏名

印

補助金等交付申請書

年度において次のとおり補助事業等を実施したいので、補助金等を交付されるよう登米市補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額	
2 事業名	
3 事業の目的	
4 事業の内容	
5 着手・完了 予定年月日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
6 事業の効果	
7 添付書類	
8 備考	



様式第2号(第3条関係)

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	摘 要
自己資金		
交付金		
計		

2 支出の部

区 分	予 算 額	摘 要
計		



様式第 10 号(第 13 条関係)

年 月 日

(あて先) 登米市長

所在地
名称
代表者氏名

⑩

(個人にあつては、住所及び氏名)

補助事業等実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金等の交付決定を受けた補助事業等について、次のとおり登米市補助金等交付規則第 13 条の規定により関係書類を添えて、実績を報告します。

1 補助金等の額	
2 事業名	
3 交付決定年月日 及 び 番 号	
4 着手・完了 年 月 日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
5 添付書類	
6 備 考	



様式第 11 号(第 13 条関係)

収 支 決 算 書

1 収入の部

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
計				

2 支出の部

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
計				

**Chapter 9** 記載例

様式第1号（第3条関係）

令和●年 ●月●●日

(あて先) 登米市長

所在地 登米市迫町佐沼字中江●丁目●-●
名称 ●●コミュニティ推進協議会
代表者氏名 会長 ●● ●● 印

補助金等交付申請書

令和●年度において次のとおり補助事業等を実施したいので、補助金等を交付されるよう登米市補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額	1,764,000 円
2 事業名	登米市がんばる地域づくり応援交付金
3 事業の目的	事業計画書（様式第1号）に記載
4 事業の内容	事業計画書（様式第1号）に記載
5 着手・完了 予定年月日	着手日 令和●年 4月●●日 完了日 令和●年 3月31日
6 事業の効果	地域づくり計画に基づく地域の特色ある取組を実施することで、魅力ある地域の形成や、地域の課題解決が図られる。
7 添付書類	(1) 収支予算書（様式第2号） (2) 基礎交付金事業計画書（様式第1号） (3) その他参考書類
8 備考	



様式第2号(第3条関係)

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	摘 要
がんばる地域づくり応援交付金	1,764,000	
事業参加費	15,000	@1,000円×15名
計	1,779,000	

2 支出の部

区 分	予 算 額	摘 要
コミュニティ運動会事業	600,000	交付金充当額 600,000円
高齢者見守り活動事業	200,000	交付金充当額 200,000円
郷土文化伝承事業	220,000	交付金充当額 220,000円
自治組織活動奨励事業	150,000	交付金充当額 150,000円
先進地視察移動研修会事業	222,000	交付金充当額 207,000円 事業参加費充当額 15,000円
地域づくり活動情報発信事業	132,000	交付金充当額 132,000円
コミュニティ組織運営費	255,000	交付金充当額 255,000円
計	1,779,000	



様式第1号(第6条関係)

基礎交付金事業計画書

団体名 ●●コミュニティ推進協議会

1 総事業費 1,779,000 円

2 事業内容

(1) 事業名 コミュニティ運動会事業

目的	全地域住民対象とした運動会を通じて、日頃の運動不足の解消と地域コミュニティの活性化を図る。
事業費	600,000 円
事業概要	1) 第●回コミュニティ運動会の開催 会場 ●●多目的運動場 開催 10月(1回開催) 内容 リレー、玉入れ、綱引きなど10種目 参加予定 約800人 賞品代、消耗品費、食糧費、集会テント購入 ほか

(2) 事業名 高齢者見守り活動事業

目的	高齢者宅の安否確認のための定期的な訪問活動を行うことで、地域内での孤立化を防ぐ。
事業費	200,000 円
事業概要	1) 高齢者見守り隊 一人暮らし高齢者等に対するあいさつ・声かけ運動の展開 予算 訪問用車両マグネット 55,000 円 訪問用ビブス 9,000 円 車両借上料 96,000 円 (@2,000 円×6回×8地区) 2) リーフレット等の作成 高齢者向けのリーフレットを作成し、事業の周知や高齢者向けの体操などの啓発を行う。 発行 年4回 部数 2,000 枚(500 枚×4回) 予算 40,000 円(10,000 円×4回)



様式第 10 号(第 13 条関係)

令和●年 ●月●●日

(あて先) 登米市長

所在地 登米市迫町佐沼字中江●丁目●-●
名称 ●●コミュニティ推進協議会
代表者氏名 会長 ●● ●● 印
(個人にあつては、住所及び氏名)

補助事業等実績報告書

令和●年●月●●日付け登市協第●●号により補助金等の交付決定を受けた補助事業等について、次のとおり登米市補助金等交付規則第 13 条の規定により関係書類を添えて、実績を報告します。

1 補助金等の額	1,764,000 円 ※確定(見込)額を入力願います。
2 事業名	登米市がんばる地域づくり応援交付金
3 交付決定年月日 及び番号	令和●年●月●●日 登市協第●●号
4 着手・完了 年月日	着手日 令和●年 4月●●日 完了日 令和●年 3月31日
5 添付書類	(1) 収支決算書(様式第 11 号) (2) 基礎交付金事業別収支決算書(様式第 4 号) (3) 基礎交付金事業実績書(様式第 3 号) (4) 事業の実施状況が分かる写真、資料等
6 備考	



様式第 11 号(第 13 条関係)

事業によって応援交付金を全額支出した事例

収 支 決 算 書

1 収入の部

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
がんばる地域づくり 交付金	1,764,000	1,764,000	0	
事業参加費	15,000	13,000	▲2,000	
自己資金	0	28,000	28,000	コミュニティ 会計より
計	1,779,000	1,805,000	26,000	

2 支出の部

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
①コミュニティ運動 会事業	600,000	610,000	10,000	交付金充当額 610,000 円
②高齢者見守り活動 事業	200,000	198,000	▲ 2,000	交付金充当額 198,000 円
③郷土文化伝承事業	220,000	210,000	▲ 10,000	交付金充当額 210,000 円
④自治組織活動奨励 事業	150,000	150,000	0	交付金充当額 150,000 円
⑤先進地視察移動研 修会事業	242,000	208,800	▲ 33,200	交付金充当額 195,800 円 事業参加費充当額 13,000 円
⑥地域づくり活動情 報発信事業	132,000	160,000	28,000	交付金充当額 132,000 円 自己資金充当額 28,000 円
⑦コミュニティ組織 運営費	235,000	268,200	33,200	交付金充当額 268,200 円
計	1,779,000	1,805,000	26,000	



様式第 11 号(第 13 条関係)

支出額が予算額を下回
った事例(返還発生)

収 支 決 算 書

1 収入の部

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
がんばる地域づくり 応援交付金	1,764,000	1,764,000	0	
計	1,764,000	1,764,000	0	

2 支出の部

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
①コミュニティ運動 会事業	585,000	550,000	▲35,000	交付金充当額 550,000 円
②高齢者見守り活動 事業	200,000	198,000	▲2,000	交付金充当額 198,000 円
③郷土文化伝承事業	220,000	210,000	▲10,000	交付金充当額 210,000 円
④自治組織活動奨励 事業	150,000	150,000	0	交付金充当額 150,000 円
⑤先進地視察移動研 修会事業	242,000	208,800	▲33,200	交付金充当額 208,800 円
⑥地域づくり活動情 報発信事業	132,000	130,000	▲2,000	交付金充当額 130,000 円
⑦コミュニティ組織 運営費	235,000	258,600	23,600	交付金充当額 258,600 円
計	1,764,000	1,705,400	▲58,600	

※収入 1,764,000 円 — 支出 1,705,400 円 = 返還額 58,600 円



様式第4号（第8条関係）

基礎交付金事業別収支決算書

参加者の負担金がある場合

団体名 ●●コミュニティ推進協議会

事業名 ⑤先進地視察移動研修会事業

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
がんばる地域づくり 応援交付金	227,000	195,800	▲31,200	
事業参加費	15,000	13,000	▲2,000	@1,000円×13人
計	242,000	208,800	▲33,200	

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
旅費	207,000	179,400	▲27,600	参加者旅費 @13,800円×13人
需用費	15,000	13,000	▲2,000	昼食代 参加者負担金充当
報償費	5,000	5,000	0	視察先お土産
使用料及び賃借料	15,000	11,400	▲3,600	往路高速代 6,640円 復路高速代 4,760円
計	242,000	208,800	▲33,200	



様式第4号（第8条関係）

基礎交付金事業別収支決算書

専門的分野として
委託した場合

団体名 ●●コミュニティ推進協議会

事業名 ⑥地域づくり活動情報発信事業

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
がんばる地域づくり 応援交付金	132,000	160,000	28,000	
計	132,000	160,000	28,000	

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
需用費	52,000	40,000	▲12,000	広報紙用紙代ほか
委託料	80,000	120,000	40,000	ホームページ 維持管理委託料
計	132,000	160,000	28,000	



様式第4号（第8条関係）

基礎交付金事業別収支決算書

自己資金が生じる場合

団体名 ●●コミュニティ推進協議会

事業名 ⑦コミュニティ組織運営費

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
がんばる地域づくり 応援交付金	235,000	235,000	0	
自己資金	0	23,600	23,600	コミュニティ会計より
計	235,000	258,600	23,600	

2 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差引増減額	摘要
手当	88,200	88,000	▲200	
旅費	36,800	40,500	3,700	職員研修旅費
備品購入費	100,000	112,000	12,000	うち 交付金 88,400円 自己資金 23,600円
需用費	10,000	18,100	8,100	
計	235,000	258,600	23,600	



様式第3号（第8条関係）

基礎交付金事業実績書

団体名 ●●コミュニティ推進協議会

1 総事業費 1,779,000 円

2 事業内容

(1) 事業名 ①コミュニティ運動会事業

事業費	610,000 円
事業内容	<p>1) 第〇回コミュニティ運動会の開催</p> <p>会場 〇〇多目的運動場</p> <p>日程 10月17日(日) 9:00~13:00</p> <p>内容 リレー、玉入れなど10種目</p> <p>今年度から防災種目として、バケツリレーを実施</p> <p>参加者 約600人(各行政区から30名程度)</p>
事業成果	<p>運動会を通じて、地域住民の融和と親睦が図られコミュニティの活性化につながった。</p> <p>また、今年度から防災種目を運動会に取り入れることで、防災意識の向上や地域の連帯感の向上が図られたほか、継続的に運動することの大切さの意識が高まるとともに運動不足の解消の機会となった。</p>

(2) 事業名 ②高齢者見守り活動事業

事業費	198,000 円
事業内容	<p>1) 高齢者見守り隊(巡回)</p> <p>日程 年3回(5月、7月、12月)</p> <p>内容 安全・安心部会員と町内会長による一人暮らし高齢者等に対するあいさつ・声かけ運動(巡回訪問)</p> <p>2) リーフレット等の作成</p> <p>発行 年4回、2,000枚(500枚×4回)</p> <p>内容 健康体操の紹介、防犯情報、事業紹介</p> <p>地域の人財紹介</p>
事業成果	<p>高齢者宅の定期的な訪問活動において、安否確認を兼ねた困りごとの聞き取りを行うほか、高齢者向けのリーフレットを作成し、事業の周知や高齢者向けの体操などの啓発を行い、地域内での孤立防止・情報共有を図った。</p>



様式第3号（第8条関係）

基礎交付金事業実績書

団体名 ●●コミュニティ推進協議会

(3) 事業名 ③郷土文化伝承事業

事業費	210,000 円
事業内容	1) ●●小学校への●●神楽の伝承事業 日程 3回（6月、9月、2月） 内容 ●●小学校4年生に対する、●●神楽の指導 衣装の提供（製作）
事業成果	●●小学校4年生に対し、●●行政区の●●氏に●●神楽の指導を依頼し、年3回にわたり指導してもらうことで、地域の伝統芸能を伝承することができた。 また、神楽衣装についても、10名の地域の協力者が製作し、4年生●名分の衣装を贈呈することで、地域が持つ技術の継承も併せて行うことができた。

(4) 事業名 ④自治組織活動奨励事業

事業費	150,000 円
事業内容	1) 活動奨励金の交付 交付額 150,000 円（30,000 円×5 団体） 内容 町内会等で開催する事業に対し、役員で構成する審査会を行い、1 団体当たり 50,000 円を上限とする活動奨励金を交付した。 なお、3 団体の募集に対し、5 団体からの応募があり、全ての申請が募集要綱に適していたことから交付額を 30,000 円に引き下げ、5 団体全てに交付することとした。
事業成果	5 つの団体に対し活動奨励金を交付することで、地域コミュニティの活性化につなげることができた。



様式第3号（第8条関係）

基礎交付金事業実績書

団体名 ●●コミュニティ推進協議会

(5) 事業名 ⑤先進地視察移動研修会事業

事業費	208,800 円
事業内容	1) 先進地視察研修会の開催 視察先 ●●県●●市●●地区 日程 令和●年●月●日～●月●日 参加者 13人（うち随員職員2人） 内容 コミュニティビジネスを行っている●●県●●市●●地区の視察研修を実施
事業成果	●●県●●市●●地区は、コミュニティビジネスに早くから取り組み、平成●●年に地域づくり大賞を受賞する先進事例である。参加者は、来年度から取り組む予定のコミュニティビジネスのヒントを得るなど充実した研修会となった。

(6) 事業名 ⑥地域づくり活動情報発信事業

事業費	160,000 円
事業内容	1) 地域づくり情報紙の発行 発行回数 年4回（6月、9月、12月、2月） 部数等 A4両面 毎戸配布 1,000枚 ※資料添付 2) ホームページの維持管理 ●●システムへ委託 委託料 129,600 円
事業成果	地域づくり活動を周知するため情報紙を年4回発行したことにより、地域住民の関心が高まり参加者の増加につながった。また、昨年度と比較しホームページ内容の充実によりアクセス件数も増え、情報発信機能として充実させることができた。

(7) 事業名 ⑦コミュニティ組織運営費

事業費	268,200 円
事業内容	1) 職員時間外手当 88,000 円 2) 研修会等参加旅費 40,500 円 3) 備品購入費 112,000 円
事業成果	研修等への参加により、地域づくりに関する知識と理解を深めることができた。また、事務室内のキャビネットが老朽化していたため購入し、職場内の環境改善を図った。



Chapter 10 質疑応答集

01：交付金全般

Q1 実施主体は、コミュニティ組織だが、事業を実施する対象地域などの制限はあるのか。全区域を対象にしていなければならないのか？

A コミュニティ組織が主催する地域づくり計画に基づく事業であれば、特に制限はありません。特定の行政区や自治会を会場とする事業として、実施することができます。

Q2 一つの事業に対する事業費の限度額はあるか？

A 一つの事業の事業費の制限はありませんが、コミュニティ組織で十分に協議する必要があります。

Q3 応援交付金に剰余金が発生した場合には、戻し入れするのか？

A 応援交付金は、単年度決算の原則により実績報告により精算し、剰余金が生じた場合は、市で発行する納付書により戻し入れしていただくことになります。

Q4 応援交付金を活用した事業は、課税対象となるか？

A 法人税法の取扱いにおいて、収益事業に該当するかどうかの判断は、個別具体的に判断することになります。販売業や製造業などの政令で定める事業（収益事業34事業）で、継続的に事業場を設けて営むような事業の場合には、利益の有無に関わらず、課税対象となる場合があります。

Q5 前年度の同じ事業を実施することはできるのか？

A 事業の性質によって継続的に行う必要があれば、実施できます。しかし、事業がマンネリ化しないよう、やり方について検証し反省点を次回へ活かすなど改善をして行くことが必要です。

Q6 地域づくり計画に記載されていない事業を実施したい場合は？

A 応援交付金の対象となる経費は、地域づくり計画に基づく事業としております。よって、地域づくり計画に記載されていない事業を実施する場合には、地域づくり計画に追加して盛り込んでいただくことが必要です。



Q7 計画した事業が、天候等の事由により実施できなかった場合は？

A 応援交付金は、地域づくり計画に基づく事業であれば事業の内容を変更して実施していただいて構いません。年間を通じた事業の実績により精算を行い剰余金が発生した場合は、戻し入れしていただくことになります。

Q8 応援交付金を積立金として繰り越すことはできるか？

A 応援交付金を積立金として繰り越すことはできません。自主財源については、制限はありませんので、計画を立て積立金として繰り越すなど柔軟に使える財源として活用することができます。

Q9 実績報告書の提出に当たって、添付書類の「事業の実施状況が分かる書類」について、集落支援員の月次報告書で毎月提出しているが必要か。

A 集落支援員の月次報告書については、集落支援員設置委託業務に係るものとなりますので、改めて提出が必要となります。

02：支出科目の内容に関すること

Q10 コミュニティ組織の役員へ報酬を支払うことは、認められるか？

A コミュニティ組織の役員報酬を応援交付金から支出することはできません。報酬を支払う場合は、自己資金となる会費等の自主財源から支出していただくことになります。

Q11 報償費として支出できる経費は、どんなものがあるか？

A 報償費には、研修会や講習会に伴う講師への謝礼、スポーツ行事等の記念品や賞品などの購入費が含まれます。研修先への謝礼としてお土産を持参する場合は、社会通念上、住民の理解を得られる範囲とします。

Q12 参加記念品や大会等に係る上位入賞者への賞品などの上限額はあるか？

A 広く地域住民に参加を促し、地域活動を知ってもらうための啓発や参加者の意欲を高めることを目的とした場合など、事業を実施するうえで必要なものであれば購入できます。社会通念上、住民の理解を得られる範囲とし、交付金の原資が税金であるという観点を忘れずに支出しましょう。



Q13 旅費（日当）について、1,000円支出することは可能か。

A 支出することは可能ですが、交付金充当分はあくまで450円が限度です。1,000円を支出する場合は残りの550円分は自己資金からの充当となります。

Q14 旅費（日当）について、1回ごとに支払うのかまとめて支払うのか。また、まとめて支払うと税金が発生するというのを聞いたことがあるが。

A 1回ごとでも四半期ごとまたは半年ごとでも特に支払方法は問いません。ただし、事務手続きが煩雑であることや振込手数料等を考慮するとまとめて支払う方が現実的と思われます。また、旅費（日当）については、無報酬の方に支払うものについては非課税であるとの回答を税務署からいただいております。

Q15 旅費の説明中の「同行者」とはどのようなパターンの想定か。

A 具体的な例ですと、研修会開催時の講師のマネージャーのような方を想定しています。

Q16 イベントを午前中に実施し、午後に継続して会議を行うが、弁当の支出は可能か。

A そのケースであれば、午前のイベントの協力者として、弁当を支出するのは可能ですが、原則として、食事時となる時間帯の会議設定は控えていただくようお願いします。

Q17 事業の実施には、食事が必要な場合があると思われるが、事業への協力者に対するの弁当代は認められるか？

A 会議等の茶代、研修会の講師やイベント行事の協力者への弁当代は、食糧費から支出できます。しかし、その支出に当たっては、応援交付金が貴重な税金から成り立っていることから、地域住民の理解を得られる範囲とします。

Q18 財産購入費は認められないとあるが、具体的にはどのような物を財産とみるのか？

A 財産購入費とは、①土地の購入、②家屋の購入、③権利の購入などです。



Q19 備品購入後は、どのような管理が必要となるか？

- A 備品を購入する場合は、購入の必要性についてコミュニティ組織で十分に協議する必要があります。
購入した備品は、台帳を作成して管理するなど、適切な管理と使用が必要となります。
また、備品は地域づくり事業以外にも使用できる性質があるため、年間で30万円を購入上限額としています。

Q20 研修会や講演会などの受講料や参加費は、認められるか？

- A その費用の内容が、受講に伴う資料代などであれば支出できます。
ただし、懇親会など飲食を伴う内容の場合は、支出できません。

Q21 事業で販売した物品等の売上金は、自主財源として良いか。

- A コミュニティ組織の自主財源として構いません。ただし、地域の課題解決や地域の活性化につながる地域づくり事業に活用することとします。なお、継続的に事業場を設けて営むような事業の場合には、利益の有無に関わらず、法人税の課税対象となるので注意が必要です。（Q4参照）

03：地域サポート事業交付金

Q22 地域サポート事業交付金について、次年度以降も継続することを検討している事業とあるが、例えば地域で困っていることがあり、工事をして単年度で完了するという場合は対象にならないということですか。

- A 地域サポート事業交付金については、ハードではなくソフト事業として捉えており、例えば犬を飼っているお宅に対してビブスを購入し、散歩の時間を子どもの登下校に合わせて見守りを実施する取組など、単発ではなく、今後も継続していける事業が対象となります。

Q23 地域サポート事業交付金の対象経費について、旧交付金から交付対象経費の科目が減っているが、何を想定して減らしたのか。

- A 基礎交付金との違いは、報償費を含めた人件費が対象外となっています。職員の時間外手当あるいは外部講師の報償費は、基礎交付金から支出して事業を行っていただくこととなります。



《協働キャラクターとめ丸とは？》



協働キャラクターとめ丸は、市が重点施策に掲げている協働のまちづくりのキャラクターデザインを選考するため、県の青少年育成推進事業「M・Y-Dream（マイドリーム）」の登米地区2期生が企画・公募し、県内外248点の応募作品の中から採用されたものです。

とめ丸は、神奈川県平塚市在住の小澤良明さんのデザインで、北上川の流れ・水の里をイメージした“と”の字のヘアスタイルとひとめぼれのお米の体・足で“登米”を表しています。

協働の「みんなで一緒になって1つものをつくる」というモットーを、指を一本上げたポーズで表し、いつも元気いっばいなキャラクターです。

なお、とめ丸は市に譲渡され、市では協働のシンボルとして広く活用をしていきます。

登米市まちづくり推進部市民協働課

〒987-0595

宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

TEL 0220-22-2173

FAX 0220-22-9164

E-mail shiminkyodo@city.tome.miyagi.jp

